

井原市上下水道運営審議会 議事録

| | |
|-------------------------|---|
| 1. 開催日時 | 令和3年12月2日(木) 13:30~16:45 |
| 2. 開催場所 | 水道庁舎2階会議室 |
| 3. 出席委員名 | 堤 行彦、久安 憲男、多賀 寿江、藤田 従道、 石井 理恵子、鷹家 克孝、長谷川 美佐子、佐藤 須賀則 細羽 敏彦、沖久 教人、河合 謙治、平本 英夫 |
| 4. 欠席委員名 | なし |
| 5. その他の会議出席者 (事務局職員) | 飛田水道部長、津組上水道課長、柳本上水道課長補佐、 吉山上水道課主任、松井上水道課主任主事 |
| 6. 傍聴者 | 報道3名 |
| 7. 会議の経過 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 会長あいさつ 3. 審議 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第2回審議会の議事録承認について (2) 第2回審議会の振り返りについて (3) 料金改定(料金体系)について (4) 改定時期及び改定方法について (5) 加入負担金について (6) その他 4. その他 5. 閉会 |

1. 開会

事務局から欠席者報告と会議の成立について報告

2. 会長あいさつ

堤会長があいさつ

3. 審議

(1) 第2回審議会の議事録承認について

本日配布した第2回議事録(案)と12月中に配布予定の第3回議事録(案)について、第4回審議会で承認を諮ることに決定

(2)第2回審議会の振り返りについて

津組課長が第2回審議会での主な審議内容について説明、未回答事項について回答

平本委員 合併前の旧美星町時代に整備された水道施設の建設費約5.2億円について、今までは一般会計が補填してきたと思いますが、上水道と簡易水道が事業統合した後は、水道事業で支払うことになるのですか。

津組課長 合併前の旧美星町における簡易水道は企業会計ではなかったもので、整備や運営に多くの町費が充てられており、市町村合併後は市費が充てられています。事業統合後は、独立採算の中で、一つの企業として支払っていくということになります。

平本委員 次に、配水管の管路更新について、井原市の配水管の総延長はどのぐらいですか。また、年間どのぐらい更新していますか。

津組課長 手元に資料がございませんが、配水管の総延長は350キロメートルぐらいです。更新は、毎年1～1.5キロメートル程度、1億円～1億5,000万円の費用をかけています。この額は年間給水収益の約25%にあたりますが、水道事業の経営を考えますとこれ以上の支出は困難です。ちなみに福山市も25%程度で進められていると聞いています。

平本委員 経営戦略に基幹管路の耐震化計画が掲載されており、たぶんこれはダグタイル鑄鉄管を更新されるのだと思いますが、ダグタイル鑄鉄管は厚生労働省も耐震性適合管と認めていますので急いで更新しなくてもいいのではないかという点と、先般の審議会で耐用年数40年の配水管について1.5倍の60年使うと言われました。近隣の岡山市や倉敷市では基本的に最低100年は使うということを経営戦略やホームページに出されています。井原市も60年で更新するのを100年に延ばせば、15.8%の値上げ率が10%以下へと大きく変わってくるのではないですか。

津組課長 その点は、1回目の審議会でも同様のご質問をいただき、お答えさせていただいたと思いますが、水道施設インフラ長寿命化計画の中では耐用年数の1.5倍である60年を目安としておりますが、実際の更新については使えるところまで使うという原則の中で、給水収益の25%までという限られた中で更新することとしておりますので、場合によっては100年を超えるようなところも出てくると思います。

堤 会長 アセットマネジメントという手法を使って、将来の施設更新をどういうふうに計画して平準化するかというのは大事になります。アセットマネジメントの計算をする時は、通常耐用年数の1.5倍である60年で見通しますが、実際には管は100年で更新するところもありますし、50年で更新するところもあるということです。同じ時期に一気に更新費が増えると経営上成り立たなくなりますので、平準化するために施設耐用年数の1.5倍、60年を見て計算するというのはアセットマネジメント上では一般的ということでご理解いただけたらと思います。

平本委員 老朽管路については優先順位をつけて更新されるということですか。

飛田部長 管路更新の考え方について、岡山市は100年、井原市は60年で更新するという更新計画について、1回目の審議会でも河合委員さんから同様のご質問がありました。その時にご説明しましたのが、60年経った配水管全てを更新するというものではなく、あくまで既存の配水管の中でよく漏水が起きるようなエリアは特定されてきますので、そこを重点的に

更新するということです。

平本委員 その点については理解しました。県内の岡山市や倉敷市など他の自治体の管路更新の考え方も参考にしながら進めていってください。

堤 会長 管路更新費用は設備投資の大きな割合を占めますので、更新計画を検討、見直ししながら進めていくことが必要だと思います。管路のダウンサイジング、給水量に見合う大ききで更新していくことも必要だと思います。

(3) 料金改定（料金体系）について

津組課長 前回の会議で5つの改定案をお示ししました。案①は、基本料金と超過料金をともに15.8%引き上げる。案②は、基本料金を据え置き、従量料金を15.8%分引き上げる。案③と案④は、基本料金を引下げ、その分を従量料金に上乘せする。案⑤は、従量料金を逡増方式とするというものでした。

委員から、改定案の③、④、⑤については「基本料金収入が大きく減少してしまう。」「大口利用者の負担増が大きい。」ため、改定案の①か②が良いのではないかというご意見が複数ございましたので、本日は、案①と②について改めて詳しく説明をさせていただきたいと思います。

吉山主任が改定案①、改定案②について説明。

堤 会長 事務局から案①と②について詳しく説明をいただきました。委員の皆さんのご意見をお願いします。

平本委員 今の説明を聞きますと、大口利用者の改定率は案②の方が高いということですが、大口利用者のために大きい配水管を整備したり元を掛けているので、しょうがないのかなということも思いました。

今後も少子化、核家族化が進んでいくと思いますが、そうした中での水道事業の安定経営を考えると、基本料金のある程度しっかりいただいて運営していく必要がありますので、改定案①の方が水道事業の経営面から考えると良いのではないのでしょうか。

沖久委員 前回は改定案②がいいと考えていましたが、今日の話聞いて、再度改定案①と改定案②のどちらがいいかと考えてみました。

それぞれの案の使用水量別料金を他市と比べてみました。また、基本料金と従量料金の割合を4対6に近づけると説明はわかりやすいと思いました。井原、芳井、美星のすべての人にわかりやすい料金体系とすべきだと思いました。今後、市民に説明をしていく中で必ず不満の声や反対の声などの色んな声が出ると思うんですが、改定案①は小口利用者の負担感が大きいので、反対や不満の声がかなり出るのではないかと思います。基本料金を据え置きとする改定案②の方が、やはり総合的に考えてベターではないかなと思いました。

佐藤委員 改定案②は大口利用者の負担が大きくなるということで、大口利用者といえば企業になります。とすれば我々商工会議所の会員の負担が増えるということですので、立場上、改定案②に反対することになります。

改定案②の料金体系にした場合、基本料金と従量料金の比率が4対6となり水道事業の安定経営を考えると好ましいという説明を先程からされていますが、4対6でないといけないのかということ企業は必ず問うと思います。経営者ですから、安定経営が必要という点については理解が得られると思いますが、例えば、全く従量料金収入がなくても水道施設を維持していくための最低必要経費である固定費がどれぐらいになり、そこを基本料金でカバーするという話から始まると思います。

津組課長 経営アドバイザーとして公認会計士の方に入っていておまして、ご相談する中で、基本料金部分の割合が4で超過料金部分の割合が6ぐらいが経営上いいのではないかとということでした。水道事業の経営だけを考えた場合、当然安定的に入ってくる基本料金部分の割合が増えるほど、水道の使用量によって収入が変わることがありませんので安定経営につながります。しかし、大口利用者の負担が少ない状態が続くことになり、また、基本水量内でご利用いただいている方の負担感がより一層大きくなることを懸念しておまして、4対6ぐらいの割合がいいのではないかと、そうした説明をさせていただきました。

佐藤委員 資料を見ますと、改定案②では料金が最大3割アップという事業者が出てくることとなりますが、3割アップというのはなかなか理解いただくことが難しいと思います。ご理解いただけたとしても、いきなり3割上げるのではなく段階的に上げるということも必要になると思います。

藤田委員 前回もお話ししましたが、芳井の者としては100歩も200歩も譲って、改定案②が妥当ではないかと思えます。やはり小口利用者、弱者を大切にしないと、水道は生活の基盤でありますので、弱者をしっかりと守っていくという意味で改定案②の方がいいのではないかと思えます。

堤 会長 もう一つの視点として、1か月に20立方メートルまで使用している世帯がかなり多いので、この層への配慮も必要ではないかという話があったと思います。その点で改定案②は20立方メートルまでの利用者は改定案①より安価に設定されています。しかし、大口利用者、企業の負担は15.8%よりずっと大きくなってしまいます。どちらを優先するかという議論になってくると思いますので、このあたりも審議会の中で整理が必要だと思います。

鷹家委員 給水人口は今後も減少する見込みであり、大口利用者も同じように減っていくと考えると、大口利用者の料金収入に頼るような形ではなく、基本料金割合を重視した発想を持たないといけないと思う。基本料金と従量料金の割合は4対6ぐらいがいいということですが、もう少し基本料金の割合が増えてもいいと思います。

久安委員 佐藤委員のご意見を聞いて、企業も景気のいい時であればある程度の料金アップも構わないかもしれませんが、コロナの影響で経営が苦しいところも多く、家庭においても収入が減少しているところもある中での水道料金の値上げとなると、抵抗感が大きくなるのではないかと懸念します。

この審議会で審議している内容は、市民の方には非常にわかりにくいと思う。なぜ今改定するのか、改定する理由は何か、料金の根拠は何かという点については必ず質問として出てくると思う。今日の資料の中に広報活動について考えられる情報提供手段が掲載されていましたが、早め早めにお知らせすれば、なかなか理解しにくいですが、覚悟といたしますかその気になっていただけるのではないかと思います。100%賛成ということはありませんので、広報活動を

重ねながら過半数以上の賛成を得られるよう、そこに向けて丁寧に進めていただきたいと思います。

鷹家委員 今回の水道料金改定の協議は、料金を統一することと値上げすることの二本立てになっていますが、まずは料金統一が必要であり、その次に値上げについて考えることになると思います。今後は近いうちに再度料金改定を考える時期が来ると思うので、今回の改定は、料金統一だけにとどめるという考えはないですか。

芳井地区では、水道料金を統一するために値上げをし、さらに15.8%値上げとなります。また、基本料金と従量料金の割合が4対6が理想であるということなどを理解していただくのはなかなか難しいと思います。

津組課長 このたびの審議会、鷹家委員が言われたようにまず料金統一が最重要課題だと認識しており、次に今後の水道事業を考えた場合の料金改定をお願いしたいという2段階でご審議いただいております。しかし、現行の上水道料金と同じように美星を下げて芳井を上げ料金統一しただけでは、1回目の審議会でお示ししましたが令和9年度で経営破綻してしまうというのが見えていますので、どうしてもここで料金統一と併せて料金の引き上げについてもお願いしないといけない段階にきていると考えています。

鷹家委員 改定案①と②を比べると、改定案①は、基本料金・従量料金ともに15.8%値上がりとなり基本料金と従量料金の割合が今と同じ5対5ぐらい、改定案②では基本料金の割合が少なくなりますので、経営を続けていくためにどうしても値上げが必要という考えでいくと改定案①がベターかなと思います。

沖久委員 色々な市民の方に声掛けをし、今後の井原市の財政のあり方ということでお話をさせていただきました。わかりやすい形で十分な説明を行い、市民の方に気持よくご負担をいただくことが一番だと感じました。

私は倉敷市出身ですが、井原市の水の方が断然おいしいですし、先日、中国経済産業局長とお話をさせていただく機会があり、その中で、「小田川の水を守ってきた井原市にとっては水が売りになるのではないか。水をどんどん売っていくぐらいの発想を持つべきではないか。」というようなご意見をいただきました。

井原町の向町公園の中に石碑があり種田山頭火が残した俳句が刻まれています。「あかるくあたたかく 水のよいところ」、これは山頭火が3日ぐらい井原に滞在した折に感じられたことを詠まれた句ですが、料金を上げることは、あかるくもあたたかくもないのですが、やはり後世に負担を残さないためのベター策をここで皆さんと考えていく中で、先程藤田委員も言われたと思うのですが、小口利用者を考えて改定案②がベターかなと私は思います。

藤田委員 改めて申しますが、料金体系を決める上で、一番負担増となる芳井地区の負担感を皆さんに考えていただきたいと思います。住民の方に説明する際に改定案①は基本料金も従量料金も15.8%値上げなので確かにわかりやすいと思いますが、負担が一番大きな芳井地区の住民の感情を考えただけであればありがたいというお願いです。

細羽委員 私も芳井地区ですが、15.8%値上げというのは市全体としての値上げ率であり、芳井地区においては、中央簡水は2.1倍程度、一番高くなる場所では3.3倍程度になります。また、芳井地区は多くが過疎地になってきているので高齢者が非常に多く、水道料金の値上げに対してシビアですので、しっかり説明しないと理解してもらうのは難しいと思い

ます。芳井地区は中央簡水、種花滝、川町、高原の4簡水がありますが、川相地区や宇戸川地区、三原地区など簡易水道もない地区もありますので、そこらも考えて説明していただかないといけないと思います。

堤 会長 それでは、このあたりで私の方で整理をさせていただいて、皆様にご承認いただければと思います。

色々ご議論いただきましたが、小口、中間利用者の負担に対する配慮、芳井地区が大きく値上げになることに対する配慮ということも含めて、基本料金を据え置き、従量料金のみ引き上げる改定案②で承認いただくということによろしいでしょうか。

<異議なし>

堤 会長 それでは、改定案②ということで決めさせていただきます。

<休憩>

(4) 改定時期及び改定方法について

津組課長が改定時期及び改定方法について説明

津組課長 料金改定の時期につきまして、議会への説明や条例改正、また、県への届出など今後必要な事務手続きのスケジュールを考えると、現時点での最短の改定時期は令和5年4月1日になります。

上水道と簡易水道の事業統合及び料金改定を先送りすることは、簡易水道の赤字補てんを一般会計に求めることになり好ましい姿ではありませんので、令和5年4月1日を目途に速やかに事業統合を進めていきたいと考えています。

次に、改定方法につきましては、複数年での段階的な改定を検討いただくため、4つのパターンを用意しました。案の作成にあたり、令和11年度時点の資金残高を勘案し3年での改定が限度であるとしています。

平本委員 芳井地区の人は値上げ率も大きいと思いますので、改定期間は3年でもいいし4年でもいいかなと思っています。井原地区の給水収益は水道事業会計の大部分を占めますので、将来的な資金残高を考えると令和5年度に一度で上げた方がいいと思います。美星地区は一気に下げても下げすぎということにはならないと思いますので一度で下げたらいいと思います。

河合委員 芳井地区の人たちが2倍以上の値上げになることを考えると3地区を同じ3年で段階的に改定する案④がいいと思います。井原地区も3年で上げる方がいいと思いますが、美星地区については、段階的に下げるといのはおかしいと思いますので、3年後に一気に下げるのがいいと思います。

堤 会長 今の河合委員の案ですと、令和11年度の資金残高がどのぐらいになるか試算できますか。

津組課長 おおよその金額で申し上げますと、改定案④の資金残高より2,000万円程度増えるようになります。

細羽委員 3年が段階的な改定の限度ということですが、芳井地区に関しては5年ぐらいで改定していくことにしないと理解が得られないのではないかと思います。どう思われますか。

芳井地区の方いかがですか。

藤田委員 芳井地区のことを聞かれましたので、芳井地区の者としては、4年でも5年でも6年でも7年でもできるだけ改定期間は長い方がいいと思います。川町地区においては最低5年かなと考えています。芳井地区内の各簡易水道ごとに改定期間を変えることは不公平ということにもなるので考えていないと先程説明されましたが、地区によって改定期間を変えることも場合によっては必要ではないかと思います。川町地区においてはかなりの負担増となってしまいますので5年、その他の地区では4年がいいのかなと考えています。

堤 会長 事務局の方、4年や5年で改定した場合の試算はされていますか。

津組課長 3地区を5年で改定した場合、令和11年度の資金残高は2億4,500万円になります。芳井地区だけ4年や5年以上の期間で引き上げする場合の試算はしていませんが、全体の収入割合から見ますと芳井の収入額は少ないので資金残高に大きな影響は出ないと思います。

藤田委員 それほど影響がないのであれば、芳井地区は長い改定期間としてほしいと思います。

細羽委員 私も同じ意見です。資金残高に影響があまりないようであれば、長い改定期間とした方がいいと思います。

河合委員 芳井地区の方にとって5年でも7年でも改定期間が長い方がいいことについては十分理解します。しかし、例えば芳井地区を5年にするのであれば井原地区も5年にしてください。事業を統合して料金を統一しようとしているのに、井原は3年、芳井は5年となれば、今度は井原地区の人に説明できません。統一する期間は同じにするのが基本だと思います。

堤 会長 水道事業を統合するのであれば、料金改定についても一つとして動いていくことは基本的な考え方だというご意見は、そのとおりだと私も思います。

鷹家委員 感情的な話になりますが、美星地区は今まで他の地区より非常に高い水道料金を払い続けてきました。他の地区の水道料金までは知らなかった人が多く、今回初めて芳井地区はそんなに安かったのかという話が出ています。そうした時に他の地区は何年かかけてじわじわと料金を値上げするのに、美星地区は最後の年で料金を下げることになれば、合併してからもずっとすごく高い水道料金を払ってきたのに、また最後になるのかという不満が出ます。例えば、芳井も井原も美星も令和5年度に一気に料金を改定した方が意味公平かなと思います。

沖久委員 市町村合併に合わせて水道料金を統一しようとした場合に、こうした問題は全国どこでも起きています。井原・芳井・美星それぞれの地区のご意見を伺う中で、現在は既に井原市として一つの自治体となっているのに地区ごとに改定期間を変えてしまうと、争いの種になったり負の遺産を後世に残すというような愚かなことになるかもしれないと感じました。

芳井地区の方は大幅に値上げになる、美星の方は今までずっと高かったということですが、どちらの地区も井原市民なので、井原市民全体がこういう形でスタートしますという方が説明できますし、納得してもらえるのではないかと思います。もちろん反対意見はたくさん出るとは思います、3地区を同じルールで統一すべきであると思います。

また、2・3年の複数年での改定は、当初予定していた令和11年度時点の資金残高がかな

り少なくなってしまうので、3地区を1年で一気に統一し、本当に公平なスタートを令和5年度から切る方が全地区の方にきちんと説明できると思いますので、ベターはどれかということで改定案①でいいのではないかと思います。

堤 会長 ちょっと整理させてください。二つの視点があると思います。一つ目はどこの地区も差をつけず一律に対応していくかどうかという点。もう一つは一気に令和5年度から上げるか2年で上げるか3年で上げるかという点です。4年以上となると経営的になかなか難しいということのようです。

一つ目の点についてですが一律に対応すべきかどうかについて、それぞれの地区のご意見もよくわかります。ただ、水道事業は公営事業ということで一つの水道というあり方を考えた時にはバラバラで動いていくというのは基本的にはおかしな形だと個人的には思います。そういう意味で言いますと、何年でやるかは別にしてどこの地区も同じように対応するのが基本かなと思います。様々なご意見はあると思いますが、一つの事業として一つになりましょうということをご承認いただいたということに基づくと、それぞれの地区の負担感の違いというのはあると思いますが、水道事業という中では同じ、差をつけないのが基本かなと思うのですが、いかがでしょうか。

長谷川委員 私は美星町なのですが、このたび、井原放送や新聞に色々な記事が載り、美星地区は芳井地区より少々高いのかなと思っていましたがすごく違っていたことがわかり、市町村合併して15年も高い金額を払ってきたんだなあと思いました。

美星地区では、簡易水道が整備されるまでは日照りが続いたら水がなくなるし、大雨が降ったら濁って飲めなくなったり、井戸水を飲んでいた頃はエルシニア感染症で下痢をする子もたくさんいたんですけど、簡水が整備されて本当にありがたいと思っていて、料金が高くてもお金で安全な水が買えることはどれだけ幸せなことかと思えます。ですから、水道事業はこれから10年で終わりではないので、これからの子供たちが水の心配をしないで済むようにしてあげなければいけない、東京の方では断水してすごく困ってらっしゃるし、水ほど大切なものはないと思うんです。美星は簡水が出来て一度も断水したことはないですし、ありがたいと思っています。そういうことから私は資金残高が少しでも多い改定案①がいいと思います。

細羽委員 合併前の話をしてもしょうがないのですが、美星地区は住民の要望によって全域に水道を整備されたと思いますが、芳井地区はいまだに水道がなく飲料水の確保が難しい地区が多く、水道の整備を要望しても費用面などから整備が難しい状況です。直接は関係ありませんが、水道面に関して恵まれていない状況である芳井地区の声を聞いていただき、改定期間についてはできるだけ延ばしてもらいたいと思います。

堤 会長 1年で一気に改定するのではなく、芳井地区の影響を考え複数年で改定してもらいたいというご意見だと思います。何年で改定するかは後程協議するとしまして、まずは、改定期間を一律にするかどうかについて決めたいと思います。

今までのご発言を振り返りますと、地区別で改定期間を変えるのではなくて一律で改定する方がいいというご意見が多いように思います。今までは地区ごとに色々な差があったかと思うんですが、一つの水道になるということで、まずは一律に進めていくということよろしいでしょうか。

<異議なし>

堤 会長 では、改定期間は全地区一律ということで、続きまして、何年かかけて段階的に料金を改定していくかという点について、ご審議いただきたいと思います。

事務局の試算では3年が限度ということですが、芳井地区については特に配慮いただきたいというご意見が出ておりますが、美星地区を何年で引き下げるのか、また、井原地区についても何年で引き上げるのか、それぞれの地区の皆さんが納得していただける形を考えていくことになると思います。

藤田委員 同じ井原市民である以上、同じ期間で料金改定する方がいいとは思いますが、芳井地区の住民の感情から言いますと、少しでも改定期間を長くしてもらった方が住民に説明する際にいいと思います。3年より4年、私は5年でお願いしたいと思っています。最初にも言いましたが、消費税を8%から10%にするのにも何年もかかっています。5年の改定期間にするのをもうちょっと考えていただければと思います。ぜひお願いしたいと思います。

堤 会長 3年以上の4年、5年の改定期間となると、資金残高が不足するというシミュレーションとなっておりますが・・・。

平本委員 最初は令和11年度の資金残高については5億円を目標にしていたのですが、経営戦略策定時の第1期人口ビジョンより新しい人口ビジョンではさらに人口は減少し料金収入も少なくなるので目標の達成は難しい状況です。この上、5年をかけて料金を改定するとしたら資金残高が大幅に不足するのではないかと思いますので、資金残高目標の確保ができるような改定期間にするべきだと思います。

沖久委員 美星町の水道料金を段階的に下げる場合、高い料金をなぜ引き続き払わなければならないのかといった声が当然出ると思います。

もちろん、芳井地区の水道料金が大幅に上がるということは大きな問題だと思うのですが、例えば3年で段階的な料金改定とする場合は、美星地区も3年で段階的に引き下げることになりますので説明するのが難しいと感じています。ですから、どこの地区の人にも公平に説明をさせてもらうためには1年で統一するのがベターではないかと考えます。

佐藤委員 改定後の水道料金ですが、先程決定しました新しい水道料金体系で試算しますと、最大使用者の水道料金は多分企業の方だと思いますが、月額50万円、年間600万円を超える水道料金になり、年間で100万円以上の値上げになります。ですので、できれば一定の期間で段階的な値上げとしていただけたらと思います。

しかし、企業は少しずつ値上げしてほしい、美星の方はできるだけ早めに料金を下げて欲しい、芳井の方はできるだけ少しずつ値上げしてほしいということで、それぞれの利害関係が一致しません。そして、何年もかけて改定するとなると、水道会計がもたないということになるので、令和11年度の資金残高を考えると、一律3年間での改定ということにならざるを得ないかなと私は思います。

久安委員 料金改定については、平成の大合併の際に水道料金についても統一しなさいという指導が国からあったが、井原市においては色んな事情があり延び延びになってしまっている。こうした中で、老朽施設を更新していく時期となっており、また、今後大規模な漏水などがあった場合には被害対応などに莫大な費用がかかってしまうので、苦渋の選択をしなければならぬ時期が来たということを市民には素直に説明し、大幅な値上げとなってしまったことをご詫言びして、しかし一気に値上げするという訳にはいかないのが段階的に料金改定しますのでご

理解くださいという説明が基本となるのではないかなと思います。

堤 会長 美星地区においては値下げとなるので一気に改定すべきだというご意見、芳井地区においては大幅な値上げとなるのでできるだけ長い時間をかけて改定すべきだというご意見、大口使用者の企業にとっても大幅な値上げとなるので一定期間をかけて改定すべきだというご意見が出ています。一気に料金改定するというのはやはり負担が大きいと思いますので、負担軽減措置ということで段階的に料金改定を行うことでそれぞれの負担感を和らげることができるかなと思います。これまでの皆さんのご意見をお聞きした上で3地区を一律3年で改定する改定案④に決定してはと思いますが、ご承認いただけますでしょうか。

河合委員 改定案④ということは、美星地区も段階的に値下げするということですか。下げる時は他の水道事業などでは一気に下げていると思うんですが、そちらの方が普通ではないでしょうか。

堤 会長 おっしゃることもよくわかるんですが、一つの水道事業としてスタートする中で、一つの地区だけ違った改定期間とすることが他の地区の方からするとなかなかご理解を得にくいので、また公営企業の在り方として、どの地区も同じ期間で改定していくということでご理解いただきたいと思います。ただし、決定後は、こうした説明をしっかりと市民の皆さんにさせていただくことが大事だと思います。

細羽委員 芳井地区の例えば自治連合会から要請があれば、水道料金改定の説明に来ていただけますか。川町簡易水道がある自治連合会などからは必ず要望があると思いますので、説明は事務局からしてもらわないといけないと思いますが。

津組課長 水道料金やそれ以外のいろいろな使用料についても同じだと思いますが、地区へ出向いて説明会を開催いたしますと、どうしても引き下げの要望に偏ってしまうため、こうした料金改定については地区説明会やパブリックコメントは実施しておりません。このたびの水道料金の改定につきましても、地区へ出向いての説明会については考えておりません。

堤 会長 資料に記載がありますが、自治連合会長会議での説明は検討されますよね。

津組課長 はい。

細羽委員 自治連合会長会議での説明になると、簡易水道に関係ない自治連合会長も出席されますので、自治連合会長会議で説明されるよりは、要望のあった自治連合会で説明される方がいいと思います。

津組課長 先ほど、地区説明会については開催しない旨、ご説明いたしました。ただいま部長と相談しまして、料金改定の周知を図る目的から、細羽委員からご提言がありましたように、地区からご要望があった場合は対応したいと思います。

堤 会長 それでは、改定期間などの決定の経緯については今後市民の皆さんへ十分に説明いただき理解を図っていただくということで、改定期間については3地区を一律3年で段階的に改定する改定案④でご承認いただけますでしょうか。

＜異議なし＞

藤田委員 結果については、異論もあったということをつけ加えておいていただければと思います。

堤 会長 わかりました。答申の中にこういうご意見もあったという文言を入れることも可能だと思いますので、答申作成時にご意見をいただければと思います。

(5) 加入負担金について

津組課長が第1回審議会提出資料により加入負担金改定案について説明

津組課長 本市の加入負担金は、井原・芳井・美星の3地区でそれぞれ異なっています。これは、平成17年の市町村合併以前の旧市町の設定単価を引き継いでいるためで、5倍の格差が存在しています。上水道事業と簡易水道事業の事業統合に併せて、加入負担金についても統一の方向で検討すべきと考えています。

また、今後の加入負担金については、老朽管更新（配水管布設替）に必要な経費を原価に算出することとし、この考えでいくと口径13ミリの加入負担金が、現在は、井原地区の上水道132,000円、芳井中央簡水110,000円、美星簡水550,000円であるものが、一律88,000円となります。なお、この88,000円でも県下15市では高い方になります。

佐藤委員 下げること自体はいいのですが、美星の方がこれまで負担してきた金額が非常に高額だったので、感情的にご理解いただけるかというところが少し心配です。

平本委員 私もそう思います。加入負担金は下げるということですが、今までに加入負担金を納めてきた人たちの気持ちもありますので、この金額より低い金額はないのかなと思います。これぐらいでいいのではないのでしょうか。

堤 会長 それではこのご提案どおりでよろしいのでしょうか。

＜異議なし＞

堤 会長 それではご提案どおりということで決定させていただきます。

(6) その他

第4回審議会を2月17日（木）13：30から開催することに決定

答申案を正・副会長と事務局で作成し、次回審議会にて答申について審議することを決定

藤田委員 水道事業の安定経営のために水道料金の改定が必要ということですが、具体的にどういうところを節約できるかはわからないのですが、水道事業の維持管理面で節約できるところはしっかりと節約しながら資金を残していく、そういった面をもう少し考えていただければありがたいと思います。

美星地区の水は岡山県広域水道企業団から買っていますので、その水の料金を下げてもらおうということも可能であれば、市長さんから言ってもらえればなんとかなるかもしれませんので、ぜひ交渉していただきたいと思います。

堤 会長 水道料金を値上げして、皆さんにご負担願うのであれば、当然事業者側も最大限努力をするというのが前提だと思いますので、これからも努力をしていただくということをお願いしたいと思いますし、答申案にもそういったことを入れさせていただきたいと思います。

今日は、重たい議論をしっかりとご意見をいただいたということで本当にありがとうございます。最後は私の方で少し整理をさせていただいたところがありましたが、答申案は今回の議論

を踏まえて作りたいと思いますし、次回の答申案の審議につきましても皆さんにしっかりご意見をいただきながら進めていきたいと思っています。

4. その他

5. 閉会

久安副会長が閉会あいさつ